

令和 8 年度 事業概要

福島県県北流域下水道建設事務所

目次

1. 管内の概要.....	1
(1) 阿武隈川上流流域下水道事業の沿革と概要	1
(2) 事務所の沿革	1
(3) 事業の経過	2
2. 行政機構など.....	5
(1) 内部組織	5
(2) 事務分掌	5
(3) 職員数	6
(4) 下水道の種類	6
3. 事業の概要.....	7
(1) 阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）事業計画.....	7
(2) 県北処理区事業計画と整備状況	8
(3) 事業年次別整備額一覧表	9
(4) 令和 8 年度事業計画	11
4. 災害対応体制.....	14
5. 施設など	16



1. 管内の概要

(1) 阿武隈川上流流域下水道事業の沿革と概要

阿武隈川上流流域下水道事業は、阿武隈川上流に位置する福島県内における流域下水道事業です。

阿武隈川は、福島県と栃木県との境にある旭岳にその源を発し、県の中央部を北上して宮城県から太平洋に注ぐ一級河川であり、流域面積は 5,405 km²（福島県分 4,080km²）、延長は 239km（福島県分 181km）となっており、県都福島市、商都郡山市をはじめとする多数の市町村と県人口の半分以上がこの流域に集中し、上水道や工業用水等の水源として利用され、本県の産業振興や生活環境の保全に極めて重要な役割を果たしております。

しかし、人口の集中、産業の発展等が著しいために河川の水質悪化が顕著になり、その改善のため昭和 46 年 5 月に水質環境基準の類型指定がなされました。

昭和 47 年には、福島、宮城の両県で阿武隈川水系における流域別下水道整備総合計画策定のための調査が実施され、昭和 49 年に生活環境の改善と公共用水域の水質保全を効果的に図るために流域下水道を設置することとした「下水道整備に関する基本計画」が策定されました。

福島県では、この基本計画を基に、福島市を中心とする『県北処理区』、郡山市を中心とする『県中処理区』、二本松市（旧二本松市、旧安達町）の『二本松処理区』及び田村市（旧船引町、旧常葉町、旧大越町、旧滝根町）の『田村処理区』に分けて流域下水道の整備を推進しております。

当事務所が所管する福島市、伊達市、桑折町、国見町の 2 市 2 町からなる『県北処理区』は、昭和 59 年度から事業に着手し、平成 8 年 4 月に関連 2 市 2 町が同時に一部供用を開始しており、今年で 40 年目を迎えます。これまで下水道の普及率向上のため、計画的な整備に努めてまいりました。

令和元年 10 月の東日本台風により、当処理区の県北浄化センターが浸水し甚大な被害を受けましたが、災害復旧事業により令和 4 年 3 月までに水処理・汚泥処理機能を回復することができました。今後も関係各所の協力を仰ぎながら、引き続き事業の進捗に努めてまいります。

(2) 事務所の沿革

① 事務所の名称

福島県県北流域下水道建設事務所

〒960-0102 福島市鎌田字一本松 43

TEL (024) 554-2011 (代表:総務課) -2012・2013 (建設課)

FAX (024) 554-2932

② 沿革

昭和 54 年 4 月	土木部に下水道課が新設（公共下水道係、流域下水道係）される
57 年 4 月	下水道課に分室が設けられる（県北処理区担当）
61 年 4 月	下水道課国見駐在事務所が設置される
63 年 4 月	県北流域下水道建設事務所の設置
平成 元年 4 月	総務担当次長・業務担当次長の 2 次長制設置 総務課・建設課（建設第一係・建設第二係）の 2 課制設置
12 月	県北流域下水道建設事務所庁舎新築（福島市鎌田）
15 年 4 月	総務グループ・建設グループ（管渠担当・処理場担当）に組織改正
20 年 4 月	総務課・建設課（管渠担当・処理場担当）に組織改正



(3)事業の経過

- 昭和 47 年 6 月 阿武隈川流域別下水道整備総合計画策定着手
- 49 年 4 月 都市計画課に流域下水道係新設
- 5 月 県北処理区の浄化センター位置選定について国見町長に協議
- 9 月 阿武隈川流域別下水道整備総合計画の承認申請
- 50 年 4 月 都市計画課内に下水道室設置
- 9 月 国見町議会から浄化センター設置反対にかかる陳情書提出
- 50 年 12 月 国見町議会に対して浄化センター設置の協力要請
- 52 年 1 月 地権者に対し第 1 回目の浄化センター設置の説明会
- 53 年 12 月 国見町議会は浄化センター設置賛成決議
- 54 年 4 月 地権者会が浄化センター設置に対する公開質問状を国見町長及び町議会に提出
- 7 月 国見町議会は浄化センター設置反対の請願を採択（反対署名運動）
- 56 年 2 月 地権者と話し合い再開
- 11 月 国見町長より浄化センター設置に伴う要望書提出
- 12 月 要望書（周辺対策事業）に対して回答
国見町議会は浄化センター設置賛成決議
- 57 年 7 月 県北都市計画下水道の決定（事前協議）（7 月 15 日建設省福都計発第 24 号）
- 7 月 県北都市計画下水道決定の縦覧告示（7 月 20 日～8 月 3 日告示第 319 号）
- 9 月 第 61 回都市計画地方審議会議決（9 月 2 日）
都市計画決定の認可（9 月 20 日建設省福都計第 24 号）
都市計画決定の認可の県報告示（9 月 28 日告示第 1321 号）
- 58 年 7 月 都市計画法及び下水道法の事業認可（7 月 4 日建設省福都下流発第 2、3 号）
都市計画法及び下水道法の事業認可の告示（7 月 15 日建設省告示第 1288 号）
都市計画法及び下水道法の事業認可の告示（県報登載）
- 12 月 周辺対策事業の内容決定（12 月 26 日）
- 59 年 1 月 浄化センター補償基準の発表（1 月 10 日）
- 12 月 浄化センター補償基準の協定調印（12 月 28 日）
- 60 年 3 月 浄化センター用地契約調印（3 月 20 日 80 名）
- 61 年 1 月 浄化センター用地契約調印（1 月 25 日 154 名、全て調印完了）
- 4 月 下水道課国見駐在事務所の設置
- 9 月 都市計画決定の告示（9 月 2 日汚水量の見直しによる変更）
都市計画法及び下水道法の事業認可（変更 9 月 9 日）
- 10 月 左岸幹線管渠工事に着手（国見町徳江地区）
- 11 月 県北処理区起工式（11 月 29 日）
- 63 年 4 月 県北流域下水道建設事務所の設置
- 平成元年 12 月 県北流域下水道建設事務所庁舎落成
- 2 年 2 月 都市計画決定の告示（2 月 20 日一部ルートの変更外）
- 3 月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更都計法 3 月 22 日、下法 3 月 1 日）
- 9 月 浄化センター水処理施設工事に着手
- 3 年 1 月 国見幹線管渠工事に着手
- 11 月 保原幹線管渠工事に着手
- 4 年 8 月 浄化センター管理棟本館建築工事に着手
- 11 月 飯坂幹線管渠工事に着手
- 12 月 梁川幹線管渠工事に着手

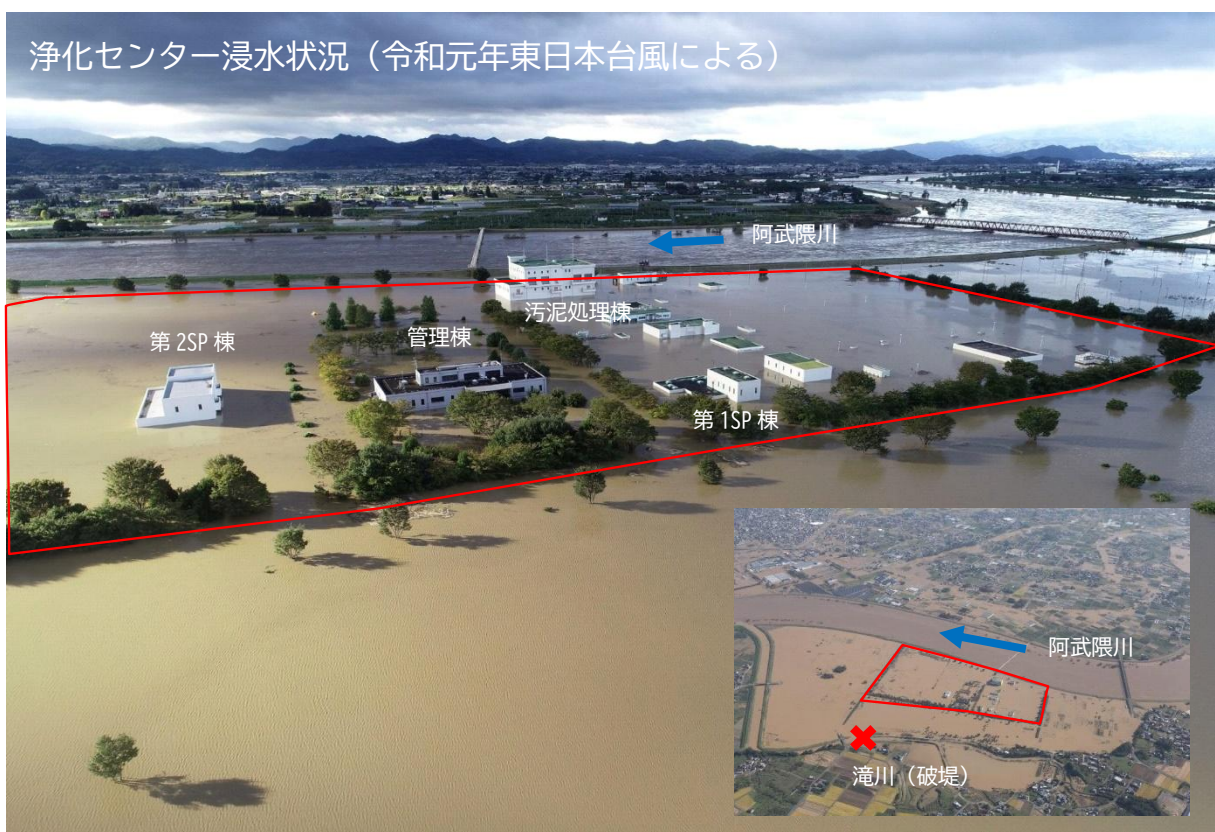


- 平成 5 年 3 月 国見幹線管渠工事完了
 10 月 暫定汚泥処理棟の建設工事に着手
 12 月 浄化センター場内整備工事に着手
- 6 年 7 月 都市計画決定の告示（7 月 8 日一部ルート延伸による変更外）
 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更 7 月 21 日）
 10 月 左岸幹線管渠工事貫通式（10 月 7 日浄化センターから福島市鎌田地内）
- 7 年 2 月 都市計画決定の告示（2 月 23 日一部ルートの変更）
 3 月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更 3 月 8 日）
 飯坂幹線管渠工事完了
- 8 年 3 月 保原幹線、梁川幹線管渠工事完了
 4 月 **県北処理区第一期供用開始（福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、同時供用）**
 5 月 都市計画決定の告示（5 月 31 日一部ルート変更・区域の拡大）
 7 月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更 7 月 18 日）
- 10 年 10 月 都市計画決定の告示（10 月 2 日一部ルートの変更）
 11 月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更 11 月 18 日）
- 11 年 5 月 下水道法の事業認可（変更 5 月 31 日）
 11 月 都市計画決定の告示（11 月 12 日処理場用地の一部廃止）
 12 月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更 12 月 7 日）
- 13 年 1 月 都市計画決定の告示（1 月 19 日一部ルート延伸による変更外）
 3 月 都市計画法の事業認可（変更 3 月 9 日）
 下水道法の事業認可（変更 3 月 23 日）
- 14 年 4 月 都市計画決定の告示（4 月 5 日後続幹線を右岸幹線に変更外）
 9 月 都市計画法の事業認可（変更 9 月 10 日）
 10 月 下水道法の事業認可（変更 10 月 2 日）
- 15 年 10 月 右岸幹線工事に着手
- 16 年 3 月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更 3 月 31 日）
- 17 年 2 月 下水道法の事業認可（変更 2 月 25 日）
 4 月 都市計画決定の告示（変更 4 月 8 日・右岸幹線ルートの一部変更）
 4 月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更 4 月 28 日）
- 20 年 10 月 下水道法の事業認可（変更 10 月 17 日） 都市計画法の事業認可（変更 10 月 24 日）
- 23 年 3 月 東日本大震災、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（3 月 11 日）
 5 月 汚泥搬出停止、場内保管開始（5 月 2 日）
- 24 年 2 月 下水道法の事業認可（変更 2 月 24 日） 都市計画法の事業認可（変更 2 月 27 日）
 8 月 日々発生汚泥の一部搬出開始（8 月 1 日）
- 25 年 4 月 日々発生汚泥の全量搬出再開（4 月 13 日）
 11 月 「県北浄化センターの保管汚泥全量搬出に向けた仮設汚泥乾燥施設に関する覚書」締結
- 26 年 7 月 仮設汚泥乾燥施設安全祈願際（7 月 26 日）
- 27 年 3 月 仮設汚泥乾燥施設竣工、日本下水道事業団から県へ引き渡し（3 月 31 日）
 4 月 仮設汚泥乾燥施設運転開始式（4 月 21 日）
 5 月 環境省と乾燥汚泥搬出業務に関する委託契約締結（5 月 25 日）
 6 月 環境省による乾燥汚泥の搬出開始（6 月 1 日）
- 29 年 1 月 下水道法の事業計画（変更）届出（変更 1 月 26 日）
 1 月 乾燥汚泥の全量搬出完了（1 月 30 日）
 2 月 都市計画法の事業認可（変更 2 月 13 日）
 仮設テント（汚泥保管）撤去完了（2 月 28 日）



- 3月 右岸幹線管渠工事完了
- 4月 仮設汚泥乾燥施設解体撤去開始（4月1日）
- 5月 右岸幹線一部供用開始
- 30年1月 仮設汚泥乾燥施設解体撤去完了（1月11日）
- 31年2月 第2スクリーンポンプ棟供用開始（2月26日）
- 3月 右岸幹線全線供用開始（3月11日）
- 令和元年10月 令和元年東日本台風により浄化センターが被災（10月12～13日）
- 2年1月 第10次災害査定
- 2年10月 災害復旧事業全てが契約となり、復旧工事本格化
- 3年12月 水処理施設復旧完了
- 4年2月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更、都計法2月18日、下法2月21日）
- 3月 災害復旧事業がすべて完了
- 4月 「県北浄化センターへ福島市堀河処理区を接続することに関する要望書、回答書の手交及び覚書締結式」（4月7日）
- 5年4月 福島市堀河処理区接続（4月3日）

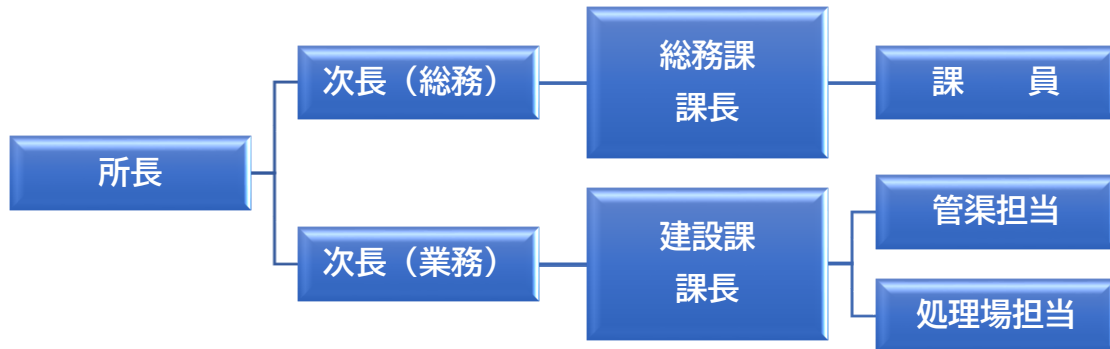
浄化センター浸水状況（令和元年東日本台風による）





2. 行政機構など

(1) 内部組織



(2) 事務分掌

課名	主な事業の内容
総務課	所内の総務全般に関すること 事業費の執行並びに収入に関すること 用地の取得及び補償に関すること
建設課	管渠担当 管渠工事にかかる調査・設計・施工に関すること 管渠工事にかかる監督及び施工管理に関すること 管渠施設の更新に関すること 災害復旧工事（土木）に関すること
	処理場担当 処理場工事にかかる調査・設計・施工に関すること 処理場工事にかかる監督及び施工管理に関すること 処理場施設の更新に関すること 災害復旧工事（建築、設備）に関すること

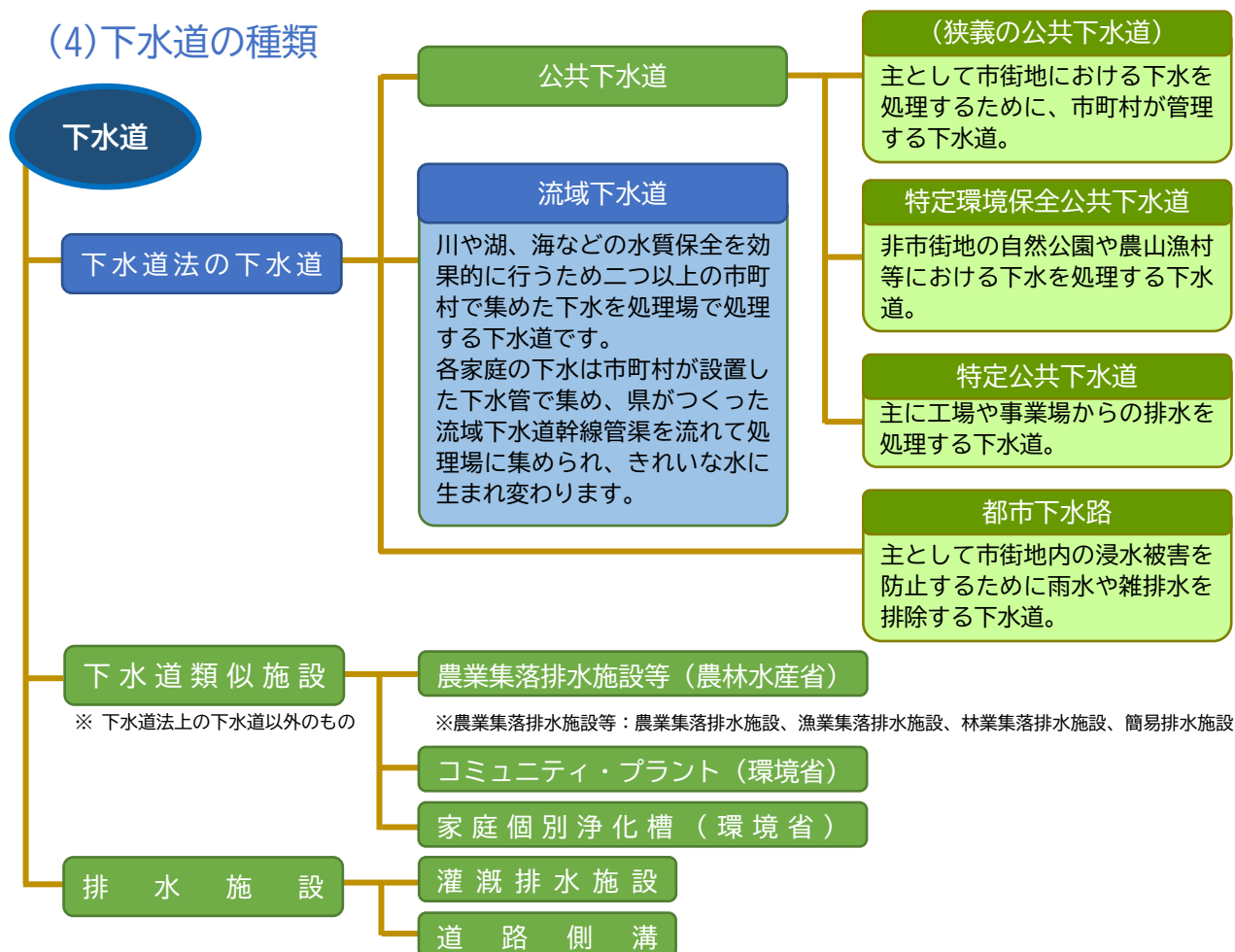


(3)職員数

(令和8年4月1日現在)

課名	行政職												計	
	所長	次長 (総務)	次長 (業務)	課長	主任 査	専 門 電 気 技 師	主 査	主任 電 気 技 師	副 主 査	主 事	技 師	専 門 員		専 門 員
事務所	1	1	1											3
総務課				兼(1)			1			1		1	1	4 兼(1)
建設課				1	1	1	2		2					7
管渠担当					1				2					3
処理場担当						1	2							3
合計	1	1	1	1 兼(1)	1	1	3		2			1	1	14 兼(1)

(4)下水道の種類





3. 事業の概要

(1)阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）事業計画

(令和 4 年 2 月 21 日変更認可)

項目	計画別	全体計画	事業計画
関連市町		福島市、伊達市（旧伊達町、旧梁川町、旧保原町）、桑折町、国見町	
計画事業期間		昭和 59 年度～	昭和 59 年度～令和 8 年度
計画処理区域面積		7,337ha	5,341ha
計画処理人口		252,050 人	214,760 人
計画汚水量（日最大）		134,460 m ³ /日	110,670 m ³ /日
排除方式		分流式	
処理方式		標準活性汚泥法	
放流先		阿武隈川（水質環境基準:B-Ⅱ）	
管渠		L=56.0km φ400mm～φ1,650mm	L=55.9km φ400mm～φ1,650mm
中継ポンプ場		1カ所（伊達）	2カ所（梁川・伊達）
処理場		県北浄化センター（伊達郡国見町大字徳江地内 42.6ha）	
水質		BOD 254 mg/l（流入）→15 mg/l（放流） SS 208 mg/l（流入）→20 mg/l（放流）	BOD 252 mg/l（流入）→15 mg/l（放流） SS 202 mg/l（流入）→20 mg/l（放流）



(2) 県北処理区事業計画と整備状況

流域下水道は幹線管渠と終末処理場の基幹施設からなり、都道府県が設置、管理しています。これにつながる公共下水道を流域関連公共下水道といい、各市町が設置、管理しています。

①流域関連公共下水道

(令和 8 年 3 月末日現在)

都市名	全体計画		事業計画				面整備状況		下水道普及状況		
	計画面積 (ha)	計画人口 (千人)	計画面積 (ha)	計画人口 (千人)	全体に 対する率	認可 期間	面積 (ha)	全体に 対する率	処理区域内 人口 (千人) F	行政人口 (千人) G	普及率 F/G
	A	B	C	D	C/A		E	E/A			
福島市	6,275	220.0	4,335	183.1	69.1%	S62~R8	3,966.4	63.2%	176.7	260.1	67.9%
伊達市	732	22.2	685	21.8	93.6%	S63~R8	622.3	85.0%	21.6	54.7	39.5%
桑折町	163	5.1	163	5.2	100.0%	S63~R8	162.8	99.9%	5.4	10.7	50.5%
国見町	168	4.7	158	4.7	94.0%	S63~R8	161.0	95.8%	3.9	7.8	50.0%
合計	7,338	252.0	5,341	214.8	72.8%		4,912.5	66.9%	207.6	333.3	62.3%

②流域下水道（管渠・処理場）

(令和 8 年 3 月末日現在)

種別	全体計画 (A)	事業計画 (B)	整備状況 (C)	整備率 (C) / (A)	備考
管渠工	左岸幹線 L=30,520m φ=600mm~1,500mm	L=29,550m φ=600mm~1,500mm	L=29,550m φ=600mm~1,500mm	96.8%	
	右岸幹線 L=17,260m φ=1,650mm	同左	同左	100.0%	
	国見幹線 L=2,140m φ=400mm~500mm	同左	同左	100.0%	
	飯坂幹線 L=930m φ=700mm	同左	同左	100.0%	
	梁川幹線 L=1,790m φ=400mm~600mm	L=2,680m φ=400mm~600mm	同左	100.0%	全体計画では、 右岸幹線接続となる
	保原幹線 L=3,380m φ=400mm~800mm	同左	同左	100.0%	
	計	L=56,020m φ=400mm~1,650mm	L=55,940m φ=400mm~1,650mm	L=55,940m φ=400mm~1,650mm	99.8%
処理場工	処理水量 (日最大)	134,460 m ³ /日	110,670 m ³ /日	111,707 m ³ /日 (令和 7 年度実績)	—
	処理能力	140,480 m ³ /日 (3 系列 16 池)	122,920 m ³ /日 (3 系列 14 池)	105,360 m ³ /日 (2 系列 12 池)	75.0%



(3)事業年次別整備額一覧表

(令和 8 年 3 月末日現在、単位：百万円)

年度	交付金等事業費					単独事業費			合計	累計	
	管渠	中継ポンプ場	処理場		小計	周辺対策(水源移転含む)	管渠処理場(補修等)	小計			
昭和 57～平成元	2,849	0	用地、道路、事務所		3,825	6,674	596 町道改良	163	759	7,433	7,433
平成 2	1,779	0	水処理		310	2,089	107 町道改良	37	144	2,233	9,666
平成 3	1,521	0	水処理、ポンプ棟、道路		679	2,200	124 町道改良	25	149	2,349	12,015
平成 4	2,267	0	管理棟、ポンプ棟、送風機棟、濃縮槽、塩素混和池		931	3,198	176 町道改良	17	193	3,391	15,406
平成 5	1,793	0	ポンプ棟、放流ポンプ棟、場内整備、処理水再利用施設、污泥処理		3,137	4,930	327 橋梁、道路改良、広場	33	360	5,290	20,696
平成 6	1,536	5	管理棟監視制御、水処理(1池機械・電気)	污泥処理、放流ポンプ、塩混、放流口	1,795	3,336	257 橋梁、道路改良、広場	43	300	3,636	24,332
平成 7	2,659	218		自家発電機、放流ポンプ	試験機器	2,618	5,495	174 橋梁、道路改良、広場	180	354	5,849
平成 8	3,424	0			528	3,952	0	76	76	4,028	34,209
平成 9	2,735	0	水処理(2池機械・電気)		325	3,060	0	67	67	3,127	37,336
平成 10	3,319	0	水処理(3・4池土木)		1,198	4,517	0	65	65	4,582	41,918
平成 11	1,476	0	污泥処理(建築・機械・電気)		1,945	3,421	0	38	38	3,459	45,377
平成 12	1,465	0	水処理(3・4池機械・電気)		2,171	3,636	0	45	45	3,681	49,058
平成 13	1,338	0	水処理(5・6池土木)	污泥濃縮機	595	1,933	0	26	26	1,959	51,017
平成 14	1,336	0	汚水・放流ポンプ、砂ろ過器、除塵機		883	2,219	0	29	29	2,248	53,265
平成 15	1,786	0	放流ポンプ	污泥濃縮機	502	2,288	0	21	21	2,309	55,574
平成 16	2,089	0	発電機		397	2,486	0	26	26	2,512	58,086
平成 17	2,028	0	5・6池設備、No4送風機	6池設備	540	2,568	0	11	11	2,579	60,665
平成 18	1,402	0	No2脱水機、No6放流ポンプ、No2非常用発電機		729	2,131	0	20	20	2,151	62,816
平成 19	1,130	0	污泥処理棟増築、塩素混和池増設	2系1・2池水処理施設、2系送風機棟電機室	566	1,696	0	14	14	1,710	64,526
平成 20	1,484	0	污泥処理棟増築(電気・機械)	2系1・2池水処理、污泥処理棟増築	892	2,376	0	3	3	2,379	66,905



年度	交付金等事業費					単独事業費			合計	累計	
	管渠	中継ポンプ場	処理場		小計	周辺対策(水源移転含む)	管渠処理場(補修等)	小計			
平成21	558	0	2系列3・4池水処理(土木) No.6汚水ポンプ	2系1・2池水処理(機械・電気)、 汚泥処理棟増築(建築)	1,578	2,136	6	3	9	2,145	69,050
平成22	1,284	0		No.3汚泥濃縮・脱水設備	1,350	2,634	0	3	3	2,637	71,687
平成23	1,556	0	2系列3・4池水処理設備、第2SP棟(土木)、2系列3・4池送風機	汚泥・自家発電池更新、1系1池散気装置更新	1,278	2,834	0	4	4	2,838	74,525
平成24	1,532	0		2系5・6池水処理(土木)	850	2,382	0	4	4	2,386	76,911
平成25	372	0		第2SP棟(建築)	428	800	0	2	2	802	77,713
平成26	257	0	2系列5・6池(土木付帯)	第2SP棟(電気・機械)	409	666	0	2	2	668	78,381
平成27	415	0	1系列1・2池蓋更新、防食工	1系列2池散気装置更新 中央監視装置更新	605	1,020	0	10	10	1,030	79,411
平成28	133	0	1系列1・2池防食工、 気中開閉器更新、1系列2池散気装置更新	中央監視装置更新	1,124	1,257	0	26	26	1,283	80,694
平成29	39	0	第2SP棟防食工	第1SP棟し渣洗浄機更新 中央監視装置更新、 第2SP棟(電気、揚水・し渣機械)	1,082	1,121	0	35	35	1,156	81,850
平成30	103	0	2系列5池防食工	第2SP棟受変電設備、 周辺場内整備	328	431	0	29	29	460	82,310
令和元	93	0	2系列6池防食工	第2SP棟耐水化改修設計	527	620	0	39	39	659	82,969
令和2	83	0	耐水化基本計画	2系列5池水処理(機械・電気)、 No4汚泥濃縮機	808	891	0	39	39	930	83,899
令和3	59	0	沈砂分離機更新	第2SP棟耐水化改修設計	450	509	0	47	47	556	84,455
令和4	197	0		第2SP棟耐水改修(電気・土木)	857	1,054	0	44	44	1,098	85,553
令和5	148	0	2系6池設備新設 1系3池防食工	汚泥濃縮機更新	802	950	50	117	167	1,117	86,670
令和6	134	15			589	738	34	78	112	850	87,520
令和7	340	0	1系4池防食工		414	754	100	72	172	926	88,446
令和7年未計	46,719	238			38,045	85,002	1,951	1,493	3,444	88,446	



(4)令和 8 年度事業計画

①交付金事業 633 百万円

□管渠 427 百万円（補正含む）

- ・左岸幹線耐震補強工事
- ・水管橋撤去工事
- ・管渠調査委託

□処理場 206 百万円

- ・第 2SP 棟耐水化改修工事（建築）
- ・分配槽ゲート更新工事
- ・1 系縦管廊等耐震改修

②県単独事業 129 百万円

- ・排水ポンプ場整備、植栽管理、除草工

事業箇所写真



耐水化工事中（第 2SP 棟）



耐震化（1 系縦管廊）



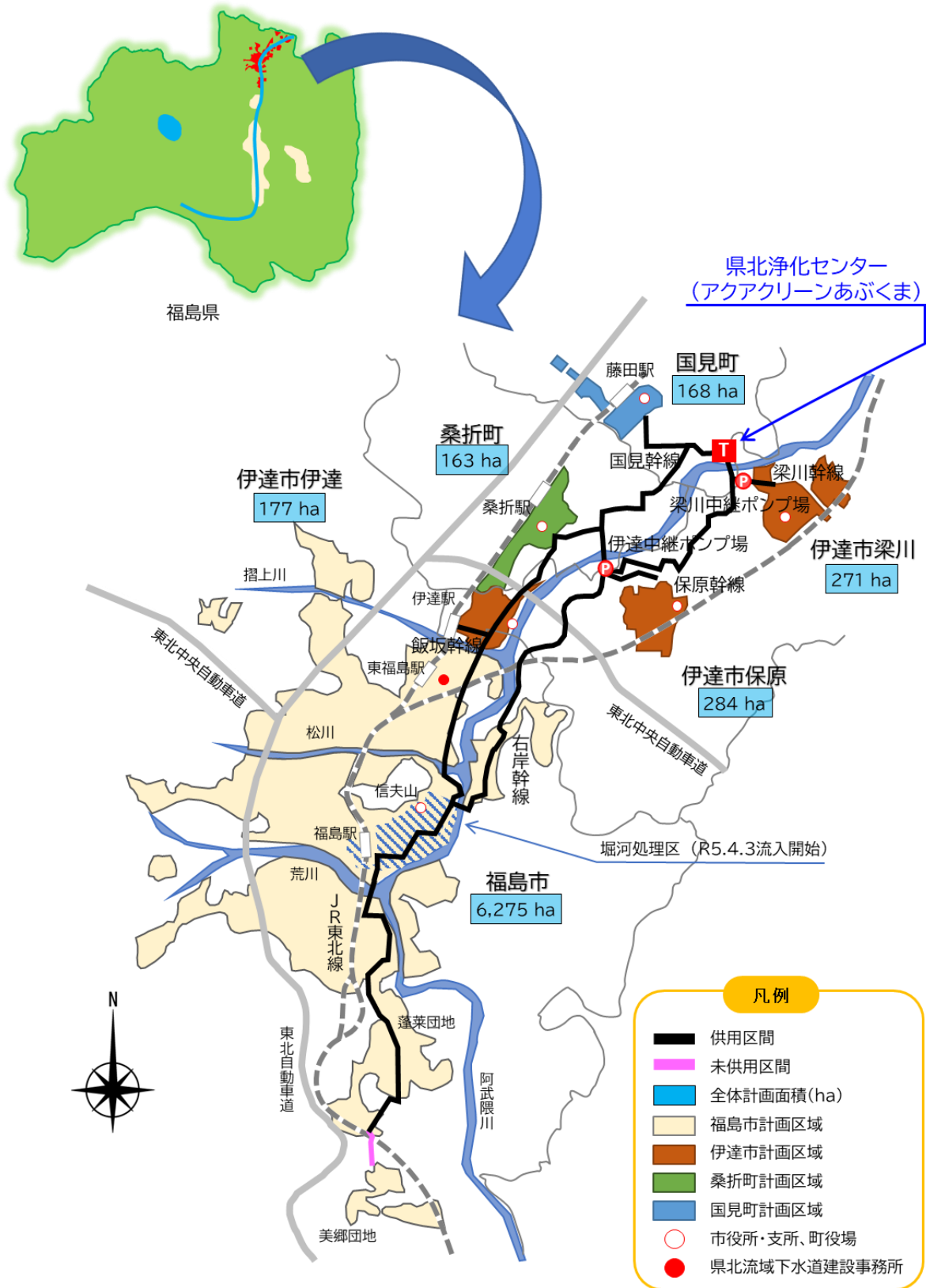
No. 2-1 分配槽ゲート更新（機械）



徳江水管橋撤去

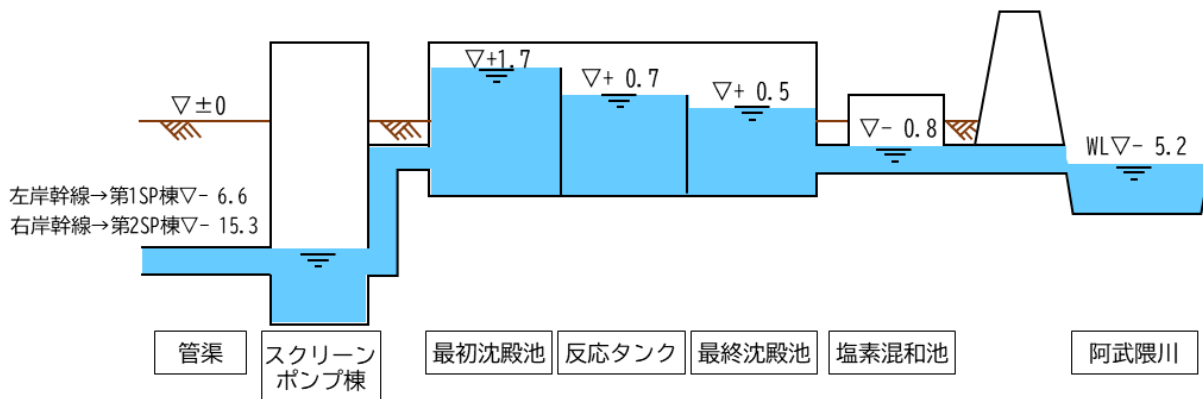


□ 県北処理区概要図





□県北浄化センター施設配置計画図 (伊達郡国見町大字徳江地内 A=42.6ha)





4. 災害対応体制

福島県下水道防災計画に基づき、災害の発生による下水道被災の予防及び応急復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保全することを目的とし、災害対応体制を下記のとおり定める。

記

(1) 警戒配備（1号配備体制）

- ①終末処理場が所在する国見町に大雨警報が発表された場合
- ②阿武隈川（県北浄化センター放流口）の水位が 41.50m を超えた場合
- ③所長が必要と認めた場合

所要の人員で被害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて特別警戒配備に移行できる体制とする。

➡ 勤務時間内は建設課内で対応、勤務時間外は輪番体制（班体制）

(2) 特別警戒配備（2号配備体制）

- ①2市2町に下水道被害が予想される場合
- ②阿武隈川の水位が 42.77m（氾らん注意水位）を超えた場合
- ③県北処理区2市2町に震度5（弱）の地震が発生した場合

建設課全員で被害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて特別警戒体制の設置に移行できる体制とする。

➡ 次長（業務担当）以下 建設課全員

(3) 特別警戒体制（3号配備体制）

- ①局地的に激甚な下水道被害が発生し拡大の恐れがある場合
 - ②阿武隈川の水位が 43.77m（浄化センターの避難体制水位）を超えた場合
 - ③県北処理区2市2町に震度5（強）の地震が発生した場合
- 全職員で被害に関する情報収集、応急対策に当たる。

➡ 所長以下 全職員

(4) 災害対策本部体制（3号配備体制）

- ① 県北地方各地に大規模な下水道被害が発生し広域的に応急対策が必要となる場合
- ② 県北地方において、震度6（弱）以上の地震が発生した場合

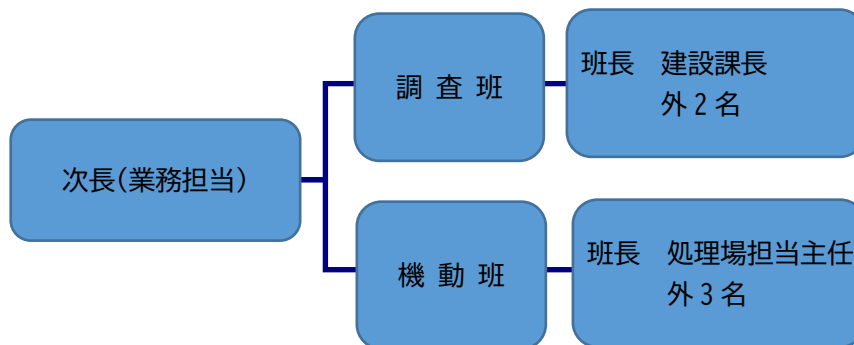
県北地方災害対策本部のもとに、組織及び機能の全てをあげて情報収集、応急対策に当たる。



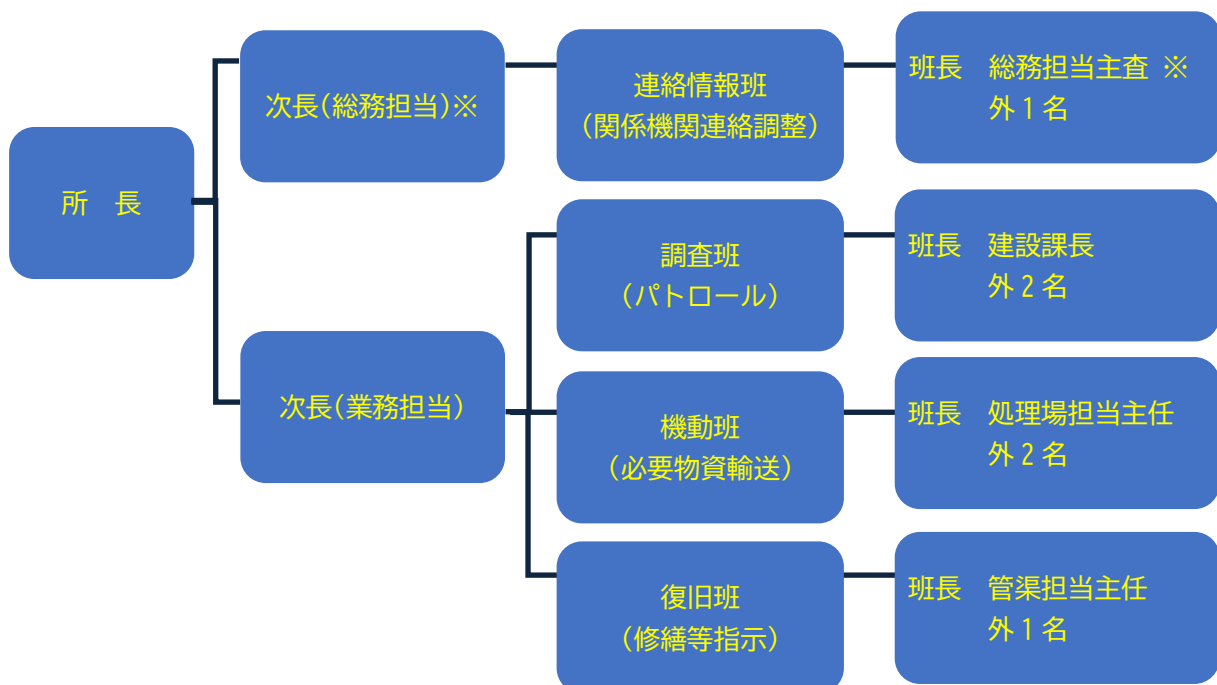
警戒配備（1号配備体制）

輪番体制

特別警戒配備（2号配備体制）



特別警戒体制（3号配備体制）



※担当者は「県北地方災害対策事務局員」を優先する。



5. 施設など



県北浄化センター全景



県北浄化センター管理棟

マスコットキャラクター「カーボー」



阿武隈川上流流域下水道県北処理区のマスコットキャラクターとして、平成7年度に公募により誕生しました。モチーフは清流に棲む「かわせみ」。愛称は「カーボー」と名付けられました。

ぼく、かわせみのカーボー
よろしくね！



流域下水道・流域関連公共下水道 マンホールカード ©GKP

福島県
流域下水道

07-000-B001

37°52'01.4"N
140°34'30.0"E

1090-102-31-2

デザインの由来

設置開始 1996年
古籾の大ケヤキ

このマンホール蓋は「ケヤキ」をモチーフとしており、福島県の頭文字である「ふ」を図案化した県章が「ケヤキ」を囲むようにデザインされたものです。ケヤキは昭和41年に公募により県の木として選定されており、福島県内に広く分布しております。東北地方にも、福島市の天然記念物に指定されている推定樹齢350年の「古籾の大ケヤキ」(福島市飯坂町)がご神木として祭られており、地域の方々大切に保護されています。「ふ」の文字が蓋の中心にある「ケヤキ」を囲っているデザインであり、県の木である「ケヤキ」に対する福島県民の想いが詰まったデザイン蓋となっています。

2412-00-001

福島県県北浄化センター ©GKP

福島県
福島市

07-201-A001

37°46'36.5"N
140°28'59.9"E

69-9-4-11

福島県
福島市

07-201-B001

37°45'12.8"N
140°27'57.7"E

474-66-20-2

福島県
伊達市

07-213-A001

37°50'47.3"N
140°36'06.5"E

973-69-22-9

福島県
桑折町

07-301-A001

37°50'37.4"N
140°31'07.8"E

184-56-1

福島県
国見町

07-303-A001

37°52'22.2"N
140°32'48.9"E

1941-100-32-1

土木部スタンダード（行動規準）

- 私たちは、現場主義を徹底し、県民の視点に立ち、課題解決にしっかりと取り組みます。
- 私たちは、笑顔でさわやかな対応をこころがけるとともに、丁寧で分かりやすい説明と効果的な広報に努めます。
- 私たちは、原理・原則を守り、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。
- 私たちは、社会の変化を的確に捉え、柔軟な発想を持ち、業務改善に継続して取り組みます。
- 私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談しやすい風通しのよい職場づくりに努めます。
- 私たちは、きれいな水環境を保全し快適な生活環境を守るため、下水道の健全な管理・運営に努めます。
- 私たちは、災害に強い下水道を目指すため、施設の耐震化や耐水化に取り組みます。

福島県県北流域下水道建設事務所

〒960-0102 福島県福島市鎌田字一本松 43 番地

TEL024-554-2011（代） FAX024-554-2932

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41510a/>

E-mail : kenpoku.ryuiki@pref.fukushima.lg.jp